第25回参議院議員通常選挙（本年夏に執行予定）

～今回の選挙から期日前投票所が増えました～

〈おことわり〉市報編集時は通常国会の会期中で、参議院議員選挙の投票日が確定していないため、公示日および投票日を記載しておりません。なお、通常国会の延長がなければ、公示日は7月4日、投票日は7月21日が想定されます。

◆公示日・選挙期日（投票日）

本紙編集時にはまだ決定しておりません。

―投票のご案内―

◆投票時間・投票場所

投票に行かれる前に投票所入場券（はがき）をご確認ください。

◆投票できる方

選挙期日現在で満18歳以上の日本国民で、登録基準日（公示日の前日）の3か月前以前に米子市に住民登録の届出をした方

▼市外に転出した方の選挙権

選挙期日の4か月以内に他の市町村に転出した方で、米子市の選挙人名簿に登録されている方（新住所地で登録されている方を除く）は、米子市で投票することができます。

◆投票所入場券

世帯ごとに1通あたり3人分の投票所入場券がついていますので、1人分ずつ切り離して、投票所へご持参ください。

投票所入場券は公示日の翌日から4日間で郵送します。投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に問い合わせてください。また、投票所入場券をなくされたときは、投票所で本人が申し出てください。その場で再交付します。

◆投票の種類

参議院議員の選挙は、候補者1人の氏名を書いて投票する選挙区選挙と、参議院名簿登載者1人の氏名または1つの政党等の名称か略称を書いて投票する比例代表選挙があります。

◆最近市内転居した場合の投票所は…

投票所入場券で投票所をご確認ください。

◆文字が書けない方は代理投票ができます

病気などの理由により自分で書くことができない方は、投票所で係員に申し出てください。係員が代わりに候補者の氏名などを書きます。

代理投票に立ち会った係員は、投票の内容を他人には絶対に漏らしません。

◆選挙期日に投票所に行けない場合は…

選挙期日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

投票所入場券が届いている場合は、投票所入場券をご持参ください。

投票所入場券が届く前でも本人確認をし、選挙人名簿に登録されていれば、投票していただけます。

◆期日前投票は…

▼投票場所・投票期間・投票時間

①米子市役所本庁4階

（米子市第1期日前投票所）

②米子市淀江支所1階

（米子市第2期日前投票所）

①②共に公示日の翌日～選挙期日の前日の午前8時30分～午後8時

※土・日・祝日も期日前投票ができます。

③**増設** ホープタウン3階（米原2丁目）

（米子市第3期日前投票所）

選挙期日の前々日と前日の午前10時～午後6時

※今回から期日前投票所を増設しました。投票期間・投票時間が異なるので注意してください。

▼必要なもの

○期日前投票宣誓書

○投票所入場券（なくてもできますが、あれば持参してください。）

※期日前投票宣誓書は、期日前投票所にもありますが、投票所入場券の裏面にもありますのでご利用ください。

◆出張や用事のために市外に滞在している場合は…

米子市の選挙管理委員会に、不在者投票宣誓書・請求書（用紙は選挙管理委員会に請求または市ホームページからダウンロードしてください。）を記入のうえ送付してください。投票用紙などを郵送します。

届いた投票用紙などは、そのまま滞在地の選挙管理委員会に持参して、そこで投票してください。

なお、投票日までに投票済みの投票用紙が、米子市選挙管理委員会に届かない場合は無効になりますので、なるべく早く投票してください。

◆指定施設に入院、入所中の場合は…

不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどに入院、入所中の方は、その施設で不在者投票ができますので、病院、老人ホームな

どの係の方に問い合わせてください。

米子市内の指定施設は［表1］のとおりです。

◆郵便による不在者投票

次の方は、郵便による不在者投票ができます。

▼身体障害者手帳をお持ちで、
○「両下肢・体幹・移動機能の障がい…一級か二級」の方
○「心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい…一級か三級」の方
○「免疫、肝臓の障がい…一級から三級」の方

▼戦傷病者手帳をお持ちで、
○「両下肢・体幹の障がい…特別項症から第二項症まで」の方
○「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい…特別項症から第三項症まで」の方

▼介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の方

◆郵便による不在者投票における代理記載制度

郵便による不在者投票ができる条件に該当する方で、さらに、

▼身体障害者手帳に、上肢または視覚の障がいの程度が一級の記載がある方

▼戦傷病者手帳に、上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第二項症と記載がある方

これらの方は、あらかじめ米子市選挙管理委員会に代理記載人を届け出ることで、投票用紙に代理で記載することができます。（代理で記載できる人は選挙権のある方に限ります。）

◆郵便による不在者投票の手続きは…

郵便による不在者投票の制度を利用して投票するためには、事前に郵便等投票証明書の交付手続き等が必要になりますので、早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。申請書等は、選挙管理委員会にあるほか市ホームページからもダウンロードできます。

※郵便投票に必要な投票用紙等の請求期限は選挙期日の4日前まで（必着）です。

■問合せ
〒683−8686
米子市加茂町一丁目1番地
米子市選挙管理委員会事務局
（☎23−5346、FAX23−5349）

［表1　米子市内の指定施設］

鳥取大学医学部附属病院	ユニット型介護老人保健施設 仁風荘	医療法人同愛会 博愛病院
介護老人保健施設 弓浜ゆうとぴあ	医療法人友紘会 皆生温泉病院	医療法人養和会 養和病院
独立行政法人国立病院機構 米子医療センター	医療法人厚生会 介護老人保健施設 あわしま	医療法人同愛会 介護老人保健施設やわらぎ
医療法人真誠会 介護老人保健施設ゆうとぴあ	独立行政法人労働者健康安全機構 山陰労災病院	社会福祉法人こうほうえん ケアハウスなんぶ幸朋苑
介護老人保健施設 ル・サンテリオンよどえ	介護老人保健施設 ル・サンテリオンよどえ ユニット型	ユニット型 特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑
特別養護老人ホーム いずみの苑	有料老人ホーム いずみの苑	ケアハウス いずみの苑
社会医療法人仁厚会 米子東病院	皆生みどり苑	皆生みどり苑（ユニット型）
特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑	錦海リハビリテーション病院	特別養護老人ホーム 博愛苑
介護老人保健施設 なんぶ幸朋苑	介護老人保健施設 アイアイ	救護施設 よなご大平園
ユニット型 介護老人保健施設 なんぶ幸朋苑	地域密着型介護老人福祉施設 皆生ピースポート（ユニット型）	養護老人ホーム真誠会皆生エスポワール
医療法人育生会 高島病院	美保学園	特別養護老人ホーム よなご幸朋苑
医療法人養和会 介護老人保健施設 仁風荘	ケアハウス リバーサイド	特別養護老人ホーム ピースポート
ユニット型介護老人保健施設やわらぎ	軽費老人ホーム 福原荘	米子拘置支所

COOL CHOICE　未来のために、いま選ぼう。

家庭でできる COOL CHOICE ！

「COOL CHOICE」とは、温室効果ガスの排出量を削減するため、私たちの快適な暮らしにもつながる、「賢い選択」をしていこうという取り組みです。

日本の家庭からの CO2 排出量は15% と大きく、用途別では照明・家電製品が最も多くの割合を占めます。

CO2 削減は電気代削減につながりますので、家計にも地球にも優しい行動を心がけてみませんか？

□**液晶テレビの輝度を下げる**…約730円 / 年の節約！
□**冷蔵庫の食品を半分にする**…約1,180円 / 年の節約！
□**炊飯器で保温せずプラグを抜く**…約1,240円 / 年の節約！

■問合せ　環境政策課（☎23−5256、FAX23−5258）

道路の損傷等をメールフォームでお知らせください

皆さんが普段使う道路で、損傷している箇所や危険だと思われる場所があれば、道路整備課までお知らせください。

お手持ちのPCやスマートフォンなどで米子市ホームページにアクセスしていただき、トップページのバナー（道路損傷の情報をお寄せください）から、道路損傷メールフォームがご利用いただけます。

メールフォームでは写真の添付も可能（3MB程度）ですので、写真を添付していただくと、速やかな場所の特定に繋がります。

なお、米子市が維持管理している市道が対象となります。国道・県道・市道と判別が不明確な場合はご連絡いただければお調べいたします。

■道路損傷等の例

・道路の陥没（穴）
・側溝の蓋損傷
・カーブミラーの損傷
・ガードレールの損傷
・街路樹の倒木

■問合せ

＜道路施設に関すること＞
道路整備課道路維持担当
（☎23−5283、FAX23−5254）
＜排水路・街路樹に関すること＞
道路整備課排水路維持担当
（☎23−5249、FAX23−5254）

ダンボール堆肥に挑戦！

家庭から出る可燃ごみの約半分が生ごみってご存じですか？ごみの減量には生ごみを減らすことが有効です！

ダンボール箱を使った生ごみ堆肥（ダンボール堆肥）作りは、ダンボール箱にピートモスやもみ殻くん炭などで微生物のすみかを作り、自然界と同じようなしくみで生ごみを分解し、堆肥化しようというものです。

生ごみで作った堆肥は、良質な堆肥になりますよ！
夏休みの自由研究や、家庭菜園にもおすすめです。

ダンボール箱とピートモス、もみ殻くん炭をセットにした「ダンボール堆肥入門セット」をクリーン推進課（クリーンセンター内）で7月1日から無料プレゼントしています（1人1セット先着50名様）。

くわしくは米子市ホームページをご確認ください。

■問合せ　クリーン推進課生活環境担当
（☎23−5259、FAX30−0271）

東京2020オリンピック聖火リレーのランナーを募集します！

東京2020オリンピック聖火リレー鳥取県実行委員会では、鳥取県で走行する聖火ランナーを公募します。くわしくは、県実行委員会ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/tokyo2020-seika/）をご確認ください。

■募集期間　7月1日（月）～8月31日（土）

■応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、次の応募先のいずれかに持参、またはEメール、郵送でご応募ください。応募用紙は県実行委員会ホームページからダウンロードできるほか、米子市スポーツ振興課でもお渡しします。

応募先①　米子市役所　スポーツ振興課
（米子市加茂町1丁目1番地　米子市役所第2庁舎3階、Eメール：sports@city.yonago.lg.jp）

応募先②　東京2020オリンピック聖火リレー鳥取県実行委員会事務局（鳥取市東町1丁目220番地、Eメールアドレスは県実行委員会ホームページをご確認ください。）

■当選発表

12月以降に当選の連絡をします。その後、当選者に対して、正式な当選通知を送ります。

■問合せ

東京2020オリンピック聖火リレー鳥取県実行委員会事務局（鳥取県庁スポーツ課内）（☎0857−26−7921、FAX0857−26−8108）、米子市スポーツ振興課　（☎23−5426、FAX23−5414）

5段階の警戒レベルで防災情報を発表します

国では、次の表のとおり5段階の警戒レベルを用いて防災情報を発表することになりました。防災無線等でも使用しますので、くわしくは米子市ホームページなどをご確認ください。

危険度	警戒レベル	防災情報	住民がとるべき行動
高	5	災害発生情報（既に災害が発生）	命を守る最善の行動をとる
	4	避難指示（緊急）避難勧告	速やかに立ち退き避難
	3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者や避難に時間のかかる人などは避難他の住民は避難の準備
	2	大雨注意報、洪水注意報など	避難行動を確認する（避難場所や経路を再確認するなど）
	1	警報級の可能性	災害への心構えを高める（防災気象情報に注意するなど）

■問合せ　防災安全課
（☎23−5337、FAX23−5387）

「米子市の歌」がカラオケで歌えます♪

「米子市の歌」が、全国の通信カラオケＤＡＭ設置店で歌えるようになりました。

毎日の防災行政無線時報メロディとして流れており、聴き慣れた「米子市の歌」ですが、その歌の詞には我がまち米子の魅力がたくさんつまっています。ふるさと米子に思いをはせながら、多くの皆さんに歌っていただけたらと思います。

市のホームページから楽譜や音源のダウンロードもできますのでぜひご利用ください。また、総務管財課で楽譜や普及版 CD を無料でお渡ししています。

■問合せ　総務管財課
（☎23−5331、FAX23−5390）

国民年金のお知らせ

■国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難なときは、「保険料免除制度（全額または一部）」や「納付猶予制度（50歳未満の方が対象）」の申請ができます。令和元年度分（７月分から令和２年６月分まで）の免除等の受付は、７月１日（月）から開始します。

免除等は、原則として本人、配偶者および世帯主の前年所得を審査のうえ決定されますので、申請は毎年必要になります。（平成30年度に、全額免除または納付猶予の決定を受け、継続申請をされる方は除く。）

また、保険料の納付期限から２年を経過していない期間（申請時点の２年１か月前までの期間）は、さかのぼって申請ができます。平成29年12月31日以降に離職をされた方は、離職票や雇用保険受給資格者証等、離職日が確認できる公的機関の発行した証明書があれば、退職特例として所得がゼロで計算されます。

免除等を希望される方は、お早めに生活年金課年金医療担当に申請してください。申請には①身分証明書、②年金手帳、③印鑑が必要です。

■国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付に口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い６か月前納・１年前納・２年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちのうえ、ご希望の金融機関または米子年金事務所へお申し出ください。

■問合せ　生活年金課（☎２３−５１４２、FAX２３−５３９１、Ｅメール：seikatsunenkin@city.yonago.lg.jp）
米子年金事務所（☎３４−６１１１【音声案内2→2】、FAX２２−４８４２）

道路通称名　大募集！

米子市では、自分たちが暮らしている街に愛着を持つと共に、分かりやすいまちづくりを推進していくため、通りに通称を命名していく取り組みをしています。このたびは「市道・久米町末広町通り線」の一部区間を対象として、通称名を公募して決定することとしました。皆さんのご応募を、お待ちしています。

■募集締切　７月22日（月）

■対象区間

市道・久米町末広町通り線のうち、米子市文化ホール多目的広場前から内堀通りに至るまでの区間

■応募要件

・名称は、歴史や観光の要素を含んだ、幅広い年代に親しまれるものとしてください。
（地域の歴史や地名に由来するような普遍性のあるもの、米子城との関連性を想起するもの、来街者にわかりやすく米子城跡観光や城下町観光へ誘導するもの、など）
・自作の未発表作品で、他者の商標、著作権等の権利を侵害しないものとしてください。
・「○○通り」とつながる名称で、合計４文字から10文字程度とします。
※くわしい内容については、市ホームページ等をご確認ください。
※最優秀賞発表、広報などの際には、応募者の氏名や住所（市町村名まで）を表示します。

■応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、都市創造課にご持参いただくか、郵便、FAX、Ｅメールで提出してください。
※応募用紙は、市役所、淀江支所、市内各公民館に設置してあるほか、米子市ホームページ（https://www.city.yonago.lg.jp/25879.htm）でもダウンロードできます。

■応募先・問合せ　都市創造課
（☎２３−５３５６、FAX２３−５３９２、Ｅメール：toshisouzou@city.yonago.lg.jp）

米子市営住宅入居者募集

■所在地、戸数、規格、家賃

住宅名	所在地	空家番号 棟	空家番号 号	構造	間取り	家賃月額	建築年度
富益住宅	大崎	58R1	401	中層耐火4階建	3DK	16,500円～32,500円	S58
		58T2	13	簡易耐火2階建		18,800円～36,900円	
皆生住宅	皆生5丁目	7R1	105	中層耐火3階建	2LDK	17,600円～34,700円	H7
		シルバーハウジング					
西福原住宅	西福原8丁目	13R1	204	中層耐火5階建	2LDK	23,700円～46,500円	H13
		13R1	503	中層耐火5階建	3LDK	29,600円～58,200円	H13
		ひとり親世帯優先					
		14R1	506	高層耐火8階建	2LDK	22,100円～43,400円	H14
		ひとり親世帯優先					

※「シルバーハウジング」枠は、生活援助員派遣事業の対象住宅で、所得税課税世帯については住宅家賃以外に、派遣手数料が必要となります。60歳以上の方（配偶者は除く）のみの世帯が対象で、配偶者以外で60歳未満の同居者がある世帯は申込みできません。

※「ひとり親世帯等優先」枠は、児童福祉法に規定する母子生活支援施設から退所する予定の世帯があるときは、優先的に選考することとしています。

■申込受付期間　7月1日（月）～5日（金）

■申込受付場所　住宅政策課（市役所本庁舎2階）
淀江支所地域生活課（淀江支所1階）

■申込みに必要な書類

申込理由により添付書類が必要となる場合があります。添付書類については住宅政策課にご確認ください。

※住宅申込書に申込者全員のマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。マイナンバーの通知書と本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

■入居選考方法

7月9日（火）に公開抽選により選考します。

■入居可能予定日　8月1日（木）

※入居手続きには、保証能力のある連帯保証人1人と敷金として家賃3か月分が必要です。

■問合せ　住宅政策課
（☎23－5263、FAX23－5396、Eメール：jutakuseisaku@city.yonago.lg.jp）

第10回米子市都市景観施設賞募集

米子市内でデザインなどが優れ、本市の特色のあるまちなみや自然景観、その他さまざまな風景などに調和し、優れた都市景観の形成に貢献している建築物・工作物・屋外広告物他・緑化施設等を募集します。

優秀な施設を表彰し広く紹介することで、都市の景観形成に対する意識の高揚を図り、市内のさまざまな地区等において魅力ある潤いのあるまちづくりをめざしていくことを目的とします。

■募集対象

・米子市内にある、平成元年以降に新築、改築、改修およびリノベーションされた公共の場所から見える民間施設で、関連法令、所定の手続きを受けたもの

※公的組織および独立行政法人等、国の管理・監督下にある組織が所有する施設、史跡・文化財や神社・仏閣、国・県および市などから同一趣旨の表彰を受けたものは対象外です。

■選考基準

・周辺環境に配慮し調和が取れていること
・デザインなどに優れ、周辺の景観の手本となっていること
・その他この制度の趣旨にかなっていること

■応募締切　9月20日（金）（必着）

■応募者

どなたでも何点でも応募できますが、応募用紙1通につき1点限りとします。

■応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、建築相談課へ持参、郵送またはEメールでご応募ください。Eメールの場合、ファイルサイズは合計2MBまでとし、画像ファイルはJPEG形式としてください。なお、応募用紙（PDF形式）は、市のホームページからもダウンロードできます。

※応募用紙や注意事項、くわしい募集要項等は、米子市ホームページ（https://www.city.yonago.lg.jp/25841.htm）をご確認ください。

■審査時期　10月頃予定

■発表・表彰時期　令和2年1月頃予定

■問合せ　〒683－8686　米子市加茂町一丁目1番地
米子市建築相談課景観担当
（☎23－5293、FAX23－5394、Eメール：kenchikusoudan@city.yonago.lg.jp）

サマージャンボ7億円
（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）
サマージャンボミニ5,000万円
（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
7月2日(火)2種類同時発売!　発売期間 7/2(火)～8/2(金)　抽せん日 8/14(水)
公益財団法人鳥取県市町村振興協会　各1枚 300円

今年のサマージャンボ宝くじは1等・前後賞合わせて7億円！

■発売期間　7月2日（火）～8月2日（金）

■抽せん日　8月14日（水）

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

夏の交通安全県民運動が始まります！
～つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県～

■期　間　7月11日（木）～20日（土）

■運動の重点

① 高齢者、子どもおよび障がい者の交通事故防止
② 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
③ 自転車の安全利用の推進
④ 飲酒運転の根絶

夏は、行楽などによる交通量増加や、暑さからくる疲労感、夏休み期間中の子どもたちの屋外活動の活発化などにより、交通死亡事故が起こりやすくなります。

■悲惨な交通事故を減らすためには…

交通ルールを守り、交通マナーアップを意識しましょう。また、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用など、自分の身は自分で守ることを常に意識しましょう。

運動期間中は、交通安全の関係者が市内各所で運動を展開します。皆さん、今一度、交通安全について考えてみましょう！！

■問合せ　生活年金課（☎23−5376、FAX23−5391）

重度心身障がい者の方の特別医療費受給資格証を送ります

8月からお使いいただく「特別医療費受給資格証（重度心身等）」を7月中旬に郵送します。

■郵送する方

米子市の公簿で、住民税の課税状況、医療保険の加入状況、公費負担医療の受給状況、障がい者手帳の交付状況、生活保護実施状況等が確認できた方。

なお、障がい者手帳（身体、療育、精神）の更新が必要な方は、特別医療費受給資格証の有効期限は障がい者手帳の有効期限の月末までになりますので、障がい者手帳の更新手続き後に生活年金課（1階6番窓口）で受給資格証の更新手続きをしてください。

■郵送できない方

平成30年度の受給資格証をお持ちの方のうち、公簿で確認できない方。郵送できない方には、事前にお知らせします。

■その他

受給資格証または郵送できない旨のお知らせが7月末までに届かない方は、生活年金課年金医療担当までお問い合わせください。

また、所得制限のため特別医療費受給資格を喪失した方でも、平成30年中の所得状況に変動があった方は、受給資格を再取得できる場合がありますので、ご相談ください。

■問合せ　生活年金課年金医療担当（☎23−5123、FAX23−5391）

―新しい交流員が着任しました―

中国国際交流員
張萌（チョウホウ）

みなさん、こんにちは！大家好（ダージャーハォー）！私は中国河北省秦皇島（シンノウトウ）市から参りました張萌（チョウ ホウ）と申します。中国では大学で先生をしていました。この度、2019年度米子市国際交流員として勤めさせていただくことになり、とても光栄に思っております。

米子市に来るのは初めてですが、山や海に恵まれた街で、心が癒される感じがしました。一日も早く米子市の生活に溶け込み、できるだけ多くの米子市の皆さんと交流し、中国の文化や最新の発展などを伝えていきたいと思っております。この友好交流のステージで、いっそう自分の力を尽くしていきたいと考えております。

「百聞は一見にしかず」というように自分で見たり、聞いたり、体験したりしたことは深く心に残り、私の一生の財産になることを深く信じております。米子市の皆さん、よろしくお願いいたします。

谢谢大家（シェーシェーダージャー）！

韓国国際交流員
申（シン）ナリ

米子市の皆様、アンニョンハセヨ（こんにちは）！4月から国際交流員として勤めさせていただく申（シン）ナリと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は韓国の江原道の原州（ウォンジュ）市からまいりました。鳥取県は江原道と長くお付き合いがあり、米子市は江原道の束草市と姉妹都市でもあります。また私の出身地である原州市にも国立公園の大山のように雉岳山（チアクサン）という大きい山があり、米子市に着いた時遠くから「大山さん」を見て親しみを感じました。

最近日本では韓国のドラマだけではなくK-POPや韓食なども流行っているとお聞きしました。私は国際交流員として、また韓国人として、皆さんと韓国の距離をより縮めたいと思います。これから米子市の皆さんとお会いできることを楽しみにしています。どうぞ皆様の温かい心で迎えて頂ければ幸いです。

カムサハムニダ（ありがとうございます）！

学校給食 いきいき こめっこレシピ

No.13 夏野菜のミネストローネ

材料（４人分）

トマト・・・・・・・・１個	にんにく・・・・・・・・１片
※ホールトマトでもよい。	サラダ油・・・大さじ 1/2
玉ねぎ・・・・・・ 中１個	砂糖・・・・・・ 大さじ１弱
かぼちゃ・・・・・ 1/6 個	しょうゆ・・大さじ 1/2 強
青ピーマン・・・ 中１個	ケチャップ・・・・大さじ３
にんじん・・・・・ 1/5 本	赤ワイン・・・・大さじ１弱
ベーコン・・・・・・・・40g	コンソメ ・・・・・・・・・ 3g
乾）もち麦玄米・・・20g	水 ・・・・・・・・・・ 500cc
※白米、麦、玄米でもよい。	

作り方（所要時間 約30分）

① トマトは湯むきしてざく切り、玉ねぎ、かぼちゃ、青ピーマン、にんじんは適度な大きさの角切りにする。ベーコンは四角に切る。にんにくはみじん切りにしておく。
② 熱した鍋にサラダ油を引き、にんにくを炒め、香りが出たらベーコンと玉ねぎを入れる。少し炒めたら、かぼちゃ、にんじんを入れて更に炒める。
③ ②に水とコンソメを入れ、沸騰したらトマトを入れる。
④ 調味料で調味して、もち麦玄米を入れ、しっかり煮込む。（15分位）
⑤ 青ピーマンを入れて、できあがり。

今月のひとくち食育

旬の野菜は栄養価が高く、おいしさが抜群です。野菜のビタミンには熱や水によって失われるものもありますが、スープにすると溶け出したビタミンも一緒にとることができます。夏バテに効果的なビタミンＢ１を多く含むもち麦玄米も入れ、一品でたくさんの栄養がとれるので、暑い夏におすすめです。

■問合せ　学校給食課
（☎３３－４７５１、FAX３３－４７５７、Ｅメール：kyushoku@city.yonago.lg.jp）

米子市学校給食キャラクター　こめ太　こめ子

まちの緑化活動を応援しています

米子市では、地域の緑化活動を支援するために、活動費用を助成しています。

■応募できる方
・市内で緑化活動を行なうために結成された団体
・まちづくり活動を行なうために結成された団体

■補助金の種類　草花緑化活動コース
対象の活動に必要な経費（上限３万円）
※市内の公に開放された場所に花壇、プランター等の新設、増設および維持管理並びに緑化活動に関する講習会、研修会への参加が対象の活動です。

■募集数
５団体（申し込みが予定数を超える場合は抽選）

■募集期間　７月１日（月）～31日（水）

■申込方法
交付申請書、実施を予定する場所の位置図および現況写真、収支予算書、団体の定款、規約または会則の写し、年間事業計画書を都市整備課公園街路担当まで提出してください。くわしくは、米子市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

■問合せ　都市整備課
（☎２３－５２４７、FAX２３－５３９４、Ｅメール：toshiseibi@city.yonago.lg.jp）

７月は“社会を明るくする運動”強調月間です

７月は「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の強調月間です。この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安心・安全な地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で69回目を迎えます。

罪を犯した人が更生に向けて、居住・就労環境を整え、地域社会の一員として暮らすには、本人の努力だけでなく、家族・職場・地域住民など地域のすべての人の理解と協力が大切です。

米子市では推進委員会を組織し、強調月間期間中に広報活動などさまざまな活動を行ないます。

犯罪や非行のない安心・安全な地域社会づくりに向けて、「何ができるか」を一人ひとりが考えてみませんか。

■問合せ　人権政策課
（☎２３－５４１６、FAX３７－３１８４）